
プロジェクト リース

項目 第 391 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 391 回企業会計基準委員会（2018 年 8 月 27 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

IFRS 第 16 号早期適用企業の財務諸表への影響分析に対する意見

2. Air France-KLM の開示では、リース期間については解約不能期間とし、必要に応じて、行使することが合理的に確実である更新オプション期間まで含めるとされているが、「必要に応じて」とはどのような意味であるか確認したい。

リース期間に対する意見

3. ASBJ 事務局による分析において、仮に会計基準の開発に着手する場合には、その実務上の困難さについて対応を図ることができるかどうかについて検討することが考えられるとしている点について、現実的には、IFRS 第 16 号と整合性をとりながら実務上の困難さについて対応を図るというのは難しいのではないかと。

すべてのリースに係る資産及び負債の認識に対する意見

4. リース契約及びサービス契約の双方とも、貸手には、原資産の引渡後も当該資産を借手に使用させ続ける義務が存在すると考えられる。したがって、リース契約について、原資産の引渡時における使用权の移転を捉えて貸手に義務が残らないとする説明では、すべてのリースをオンバランスする根拠として十分ではないのではないかと。
5. すべてのリースをオンバランスする IASB の根拠として、使用权の移転が重視されているとされているが、むしろ、負債を漏れなく認識することが重視され、使用权資産はその見返り勘定として計上されているのではないかと。

以 上